

横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱

制 定 平成 22 年 1 月 20 日 旭地振第 1457 号（区長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市旭区民文化センター（以下「センター」という。）を管理運営する指定管理者の指定のため、横浜市旭区民文化センターの指定管理者の指定に関する要綱（平成 22 年 1 月 20 日区長決裁）第 5 条に基づき設置する横浜市旭区民文化センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（審議項目）

第 2 条 委員会は、センターの指定管理者の選定に関し、次の事項について区長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 指定管理者の選定に関する審査
- (5) 指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者の選定
- (6) その他区長が指定管理者の選定に必要と認める事項

（組 織）

第 3 条 委員会の委員は、学識経験者、文化施設の管理運営に関する有識者、利用団体代表及びその他区長が必要と認める者をもって充てる。

- 2 委員としてふさわしくない非行事由があったと区長が認める場合は、区長はその職を解くものとする。
- 3 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、区長は新たな委員を委嘱することができる。
- 4 委員名及び役職等は公募要項等で公表する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、指定管理者の指定等について区長から委嘱された日からセンターに係る指定管理者が指定された日までとする。

（会 議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第 4 条第 2 項の規定により委員長を定めるまでの間は、区長が召集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（関係人の出席）

第 7 条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、専門的事項に関し知識又は経験のあ

る者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

(報告)

第9条 委員会は、指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者選定を行ったときは、速やかに選定の結果を区長に報告する。

(禁止事項)

第10条 委員は、直接間接を問わず、当該事案に参加してはならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 第1項又は第2項の規定に関わらず、委員が当該事案に関する公募に参加したこと又は接触が判明したときは、委員会は委員が関与した事業者を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審査結果の公表等)

第12条 委員会における審査の経過及び結果は、公表する。

- 2 委員会は、事業者の選定過程に係る公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第13条 委員会の事務局は、旭区総務部地域振興課に置く。

- 2 事務局職員その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月20日から施行する。
(横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会の組織及び運営に関する要綱の廃止)
- 2 横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会の組織及び運営に関する要綱（平成16年11月17日旭地振第673号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱施行の際、現に効力を有する横浜市旭区民文化センター指定管理者審査委員会の組織及び運営に関する要綱の規定によりなした手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなした手続その他の行為とみなす。